

仕 様 書

1. 委託業務名

令和8年度 THE シガパークプロモーション事業業務委託

2. 業務の趣旨

コロナ禍において、窮屈な生活を強いられる中、多くの県民の皆さんが憩いと安らぎを、湖岸緑地をはじめとした公園に求められたことから、県において公園の持つ大きな意義や重要性を再認識することとなった。

そこで、びわ湖を中心とした滋賀県全体が水と緑と人でつながった姿、「THE シガパーク」の実現を目指し、県の管理する公園「シガパーク」の魅力を高め、発信するためのイベントおよび広報を一体的かつ集中的に行う。

加えて、県民やボランティア等に公園の魅力向上の必要性・重要性を感じてもらうための機会づくりを行うとともに、県として目指す「THE シガパーク」の姿を共有することで、全県が一丸となって「THE シガパーク」の実現に協働して取り組むための機運醸成を図る。

注釈：

「THEシガパーク」=びわ湖を中心とした県全体が、水と緑と人でつながった一つの大きな公園のようになった姿。

「シガパーク」=「THE シガパーク」を構成する滋賀県の管理する様々な魅力を持つ公園。

3. 事業の基本方針

- (1)シガパークを周遊する「THEシガパーク」スタンプラリー開催することにより、「THEシガパーク」の周知を図り、県民の気運醸成を図ること。
- (2)「THEシガパーク」の理解促進、魅力向上を図るため、プロモーション動画をはじめとする広報素材を作成し、それを活かしてSNS、HP等で魅力発信を図ること。
- (3)県民参加型の「THEシガパーク」フォトコンテストを開催することにより、「THEシガパーク」への愛着を深め、より多くの公園に足を運んでもらうきっかけを作ること。
- (5)各参加型の事業終了時にアンケート調査を行い、「THE シガパーク」の取組や公園事業に関する県民の関心や理解度等について報告すること。

4. 契約期間

契約締結日から令和9年3月 31 日(火)まで

5. 業務スケジュール(予定)

契約締結後速やかに

SNS 広報運用開始

令和8年 7月～令和8年11月頃

「THE シガパーク」スタンプラリーの開催

令和8年10月～令和8年12月頃 「THE シガパーク」フォトコンテストの開催

※企画提案内容に応じて、受託者と県の協議によりスケジュールを調整する。その項目については工期限内に実施すること。

6. 委託業務の概要

- (1)「THE シガパーク」スタンプラリーの開催
- (2)SNS 等を活用したプロモーションの実施
- (3)フォトコンテストの開催、ポスター作成
- (4)公園紹介プロモーション動画の作成
- (5)パンフレット作成

7. 委託業務の内容

業務の内容は次のとおりであるが、追加および上乗せ提案をすることも可とする。

(1)「THE シガパーク」スタンプラリーの開催

ア. 内容

(目的)

シガパークの各公園に実際に足を運んでもらい、複数の公園を訪れてもらうことにより、それぞれの公園の違いや多種多様なシガパークを楽しんでもらうことを目的とする。

(想定する実施内容)

- ① 会場はシガパークのすべての公園を対象とする。
- ② 公園管理者と連携してスタンプラリーを運営すること。(新規イベントも可能とする。)
- ③ より多くの参加があるようにチラシ、ポスター、インターネット等を活用した効果的な広報を行うこと。公園が実施しているイベントについても一体的にPRを行うこと。

イ. 実施時の留意事項

- ・なるべく多くの公園に足を運んでもらい、周遊してもらえような仕組みを検討すること。
- ・各公園におけるイベントの実施の有無や連携については、公園管理者と調整を行うこと。
- ・スタンプラリーを開催し、その開催準備、イベント運営等を行うこと。
- ・駐車場および会場での事故を未然に防ぐため公園管理者と対応協議すること。
- ・イベント終了時にアンケート調査を行い、「THE シガパーク」の取組や公園事業に関する県民の関心や理解度等について報告すること。

ウ. 成果物

- ・イベント内容や実施中の様子、アンケート集計結果等を報告書形式で取りまとめて提出すること。

(2) SNS 等を活用したプロモーションの実施

ア. 内容

(目的)

幅広い世代に「THE シガパーク」の紹介と魅力発信を効果的に行うため、SNS 等を活用した広報を行う。また、フォロワー数を増やし、「THE シガパーク」の認知度向上を図る。

(想定する実施内容)

- ① SNS 運用のメインとして、「THE シガパーク(滋賀県)」Instagram の運用を想定している。
投稿頻度は週1回以上とする。うち、リール(ショート)動画は月1回以上とする。
- ② リール(ショート)動画のまとめ動画としてつなぎ合わせたものを You Tube「THE シガパーク(滋賀県)」へ投稿すること。投稿頻度は3か月に1回以上とする。
- ③ インターネット広告を実施することもできる。その場合は、ターゲット層を明確にすること。
- ④ 幅広い世代に「THE シガパーク」の魅力を伝えられるように、効果的な広報を実施すること。
- ⑤ より多くの人に興味を持つような投稿を企画し、フォロワー数を増加させる仕組みを検討すること。

イ. 事業執行にかかる留意事項

・インターネット広告を実施する際は、悪意のあるサイトや、反社会的思想を表明するサイト、滋賀県や「THE シガパーク」の取組の趣旨にそぐわないサイト等に広告が表示されないよう最大限の注意をすること。また、掲載内容について、発注者の許可を得ること。

ウ. 成果物

・SNS を運用する中でアクセス数やどのような投稿の閲覧数が多かったか等、投稿の効果を検証して報告書形式で取りまとめて提出すること。

(3) フォトコンテストの開催、ポスター作成

ア. 内容

(目的)

利用者からシガパークで撮影された写真を募集することにより、新たな公園に足を運んでもらうきっかけとするほか、利用者にお気に入りの「シガパーク」の魅力を発信してもらうことで利用者の愛着を深める。また、利用者目線の写真を使用することで、「行ってみたい！」の気持ちを高め、「THE シガパーク」の認知度向上を図る。

(想定する実施内容)

- ① 県の管理する公園「シガパーク」で撮影された写真を募集すること。
- ② 応募のあった作品の表彰を行うこと。

- ③ 応募者数を高めるための工夫を行うこと。
- ④ 応募のあった作品をベースに、THE シガパークのポスターを作成すること。

イ. 事業執行にかかる留意事項

- ・利用者から募集する写真の投稿方法や投稿プラットフォームの検討・作成は受託者で実施すること。
- ・コンテスト参加者の個人情報の取扱いに十分留意すること。
- ・ポスターは、A1版、フルカラーで作成すること。
- ・ポスターの作成にあたっては、公園管理者と十分な協議を行い、公園管理者による確認を受けながら進めること。

ウ. 成果物

- ・ポスターを100部印刷し、仕分け後、指定先(県内50か所程度)に配送すること。
- ・ポスターの版下原稿(Adobe Illustrator、PDFデータ)をDVDまたはハードディスクで納品すること。

(4)公園紹介(プロモーション)動画の作成

ア. 内容

(目的)

「THE シガパーク」の魅力を伝え、新たな公園に足を運んでもらうきっかけとするため、令和7年度に作成した各公園の広報用のプロモーション動画と親和性のある「湖岸緑地」のプロモーション動画を作成する。

(想定する実施内容)

- ① 令和7年度に作成した動画は、湖岸緑地以外の10公園(希望が丘文化公園、安土城考古博物館(近江風土記の丘)、彦根総合スポーツ公園、矢橋帰帆島公園、近江富士花緑公園、びわ湖こどもの国、陶芸の森、びわこ文化公園、びわこ地球市民の森、奥びわスポーツの森)。
- ② 動画は令和7年度に作成した動画と親和性のある内容とし、公園でのイベントや各種広報に活用できる3分程度の長さのものとする。
- ③ 作成する動画は次のとおり
 - ア)湖岸緑地、3分程度の長さを5パターン
(a 自然公園、b 大津エリア、c 南湖東岸エリア、d 湖東湖北エリア、a～dの総括)
 - イ)全公園の総括。3分程度(BGM・テロップあり、ナレーションなし)
 - ウ)R7・R8作成の公園動画をつなぎ合わせたもの
(R7作成(3分程度×10本)+R8作成 a～d 総括)
- ④ 動画の撮影にあたっては、公園管理者と調整を行うこと。
- ⑤ 動画の作成にあたっては、公園管理者と十分な協議を行い、公園管理者による確認を受けながら進めること。

イ. 事業執行にかかる留意事項

- ・プロモーション動画の作成にあたって、使用する素材は原則として受託者において撮影したものをを用いること。

ウ. 成果物

- ・プロモーション動画のデータを mp4 形式とし、DVD またはハードディスク等により納品すること。
- ※You Tube や WEB 等で使用できる mp4 形式を基本とするが、別の媒体での広報を実施する際は、入稿形式を当該媒体で使用可能なものに変更して追加納品すること。

(5)パンフレットの作成

ア. 内容

(目的)

「THE シガパーク」の魅力を伝えるため、令和6年度に作成したパンフレットに「THE シガパーク」全体を紹介するページ等を追加し、「THE シガパーク」の認知度向上を図る。

【参考】パンフレット：<https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5535036.pdf>

(想定する実施内容)

- ① 令和6年度に作成したパンフレット(A4 版、12ページ)に「THE シガパーク」全体が把握できる位置図等4ページ分を追加し、リニューアルする。
- ② 新たな公園に足を運んでもらうきっかけとするほか、県の管理する公園「シガパーク」に愛着を持ってもらえるような内容にすること。
- ③ パンフレットはA4版とし、16 ページ、フルカラーとすること。
- ④ 日本語版のパンフレットを 2,000 部印刷し、仕分け後、指定先配送すること。
- ⑤ パンフレット作成にあたっては、公園管理者と十分な協議を行い、公園管理者による確認を受けながら進めること。

イ. 事業執行にかかる留意事項

- ・令和6年度に作成したパンフレット原稿(Adobe Illustrator)は県から提供するものとする。
- ・新たに作成するページの作成にあたって、使用する素材は原則として受託者において撮影したものをを用いること。また、県で保有する素材データを用いることも可能。
- ・令和6年度に作成した内容についても、ページを増やすことに伴う変更(軽微なレイアウト変更含む)を県と調整の上、修正すること。

ウ. 成果物

- ・パンフレットを 2,000 部印刷し、仕分け後、指定先(県内50か所程度)に配送すること。
- ・パンフレットの版下原稿(Adobe Illustrator および県ホームページ掲載用データ(アウトライン化したPDFデータ)を DVD またはハードディスクで納品すること。

8. 特記事項

- (1) 受託者は、「7. 委託業務の内容(1)～(6)」の業務に付随する業務を行うものとし、業務実施にあたり、連絡調整者を1名以上配置し、本業務の進捗を管理すること。
- (2) 本件「THE シガパークプロジェクト事業業務委託」の委託費の支払いは、完了後に一括して支払う。
- (3) 受託者は、業務の必要に応じて、THE シガパーク推進会議構成所属、県の管理する公園「シガパーク」の公園管理者等の業務と関係する各機関と連携して業務を実施すること。
- (4) 受託者は、業務の遂行にあたっては、公園管理者と協議し適時連絡を取り、チェックを受けるものとする。
- (5) 本業務の履行に際し使用する著作物等については、肖像権、著作権、商標権その他の諸権利を侵害することのないよう必要な手続きを行い、これに必要な経費は委託費に含むものとする。また、これらの知的財産権に関する問題が生じた場合には、受託者の責任においてこれを処理すること。
- (6) 受託者は、本業務の実施にあたり関係法令を順守すること。
- (7) 本業務を通じて得た受講者の個人情報、受託者において適正に保有、管理するとともに、本業務の遂行に必要な限度においてのみ利用すること。
- (8) 仕様がない事項または仕様について生じた疑義については、県および受託者の双方で協議するものとする。